

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険個人情報管理（住民税賦課）
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部保険年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険被保険者の保険料賦課のため
記録項目	宛名コード、税賦課年度、税徴収区分、非課税区分、合計所得金額、税賦課異動日、税賦課異動事由コード、税賦課異動理由コード、減免前市町村民税所得割額、減免前都道府県民税所得割額、減免前市町村民税均等割額、減免前都道府県民税均等割額、市町村民税所得割額減免額、都道府県民税所得割額減免額、市町村民税均等割額減免額、都道府県民税均等割額減免額、課税年金収入額、老年税額軽減区分、寡婦区分、寡夫区分、更正年月日、更正事由コード、課税非課税区分コード、未申告区分、旧ただし書所得、減額対象所得、低 1 低 2 判定所得、一部負担割合判定所得、市区町村民税課税所得、営業所得額、農業所得額、不動産所得額、利子所得額、配当所得額、配当証券投資所得額、外貨建配当所得額、配当所得額一控除無、給与所得額、その他雑所得額、雑所得合計額、総合短期譲渡所得額、総合長期譲渡所得額、一時所得額、総合譲渡一時所得額、給与収入額、給与専従者収入額、専従者給与額一控除、公的年金収入額、分離短期譲渡一般所得額、分離短期譲渡軽減所得額、分離長期譲渡一般所得額、分離長期譲渡特定所得額、分離長期譲渡軽減所得額、山林所得額、先物取引所得額、未公開株式譲渡所得額、上場株式譲渡所得額、分離短期一般特別控除額、分離短期軽減特別控除額、分離長期一般特別控除額、分離長期特定特別控除額、分離長期軽減特別控除額、繰越純損失額、繰越雑損失額、繰越株式損失額、繰越先物損失額、繰越居住用損失額、居住用損失額、条約適用利子等所得額、条約適用配当等所得額、住民税情報更正日

記録範囲	後期高齢者医療保険被保険者の保険料賦課資料	
記録情報の収集方法	本人及び市の機関、他市町村より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	埼玉県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称 狭山市健康推進部保険年金課	
	所在地 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項 第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備 考		